

指導者の定義（案）

No	分 類	全子連	県子連
1	育成者	大人の会員	大人の会員（19歳～）
2	子ども会指導者	No 5, 8～10	No 6～12
3	インリーダー		11～12歳
4	ジュニア・リーダー	単子に所属する中高校生年代。班に1名以上。指導者・育成者の補助ではなく、独自の指導的役割をもつ。	13～18歳 市町子連が認める者 （活動実態がある者）
5	ユース・リーダー	18歳～30歳頃までの青年 JLと集団指導者、育成者との連携を図る。	19～30歳 市町子連が認める者 （活動実態がある者）
6	推進研究委員	・内容別に組織 ・推薦による	～60歳 ・JL、YLの育成 ・子ども会の諸課題
7	専門委員		企画運営等に関する重要事項を調査審議
8	集団指導者	単子における集団活動の運営に当たる。単子に1名以上。	
9	総括的指導者	単子や市町子連に対して指導・助言する者。直接、子どもたちの指導に当たらない。	
10	特技指導者	専門知識、技術面から集団指導者と連携して指導に当たる。	
11	安全啓発ファシリテーター	初級・中級・上級 研修⇒認定	
12	地域推進コーディネーター	社会教育士認定講習の一環	